

医療法第46条の6第1項ただし書の規定による医師又は歯科医師でない者の
理事長選出認可基準

第1 目的

この認可基準は、三重県が所管する医療法人について、医療法第46条の6第1項ただし書に規定する、医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の基準を定めるものとする。

第2 認可基準

- 1 次に掲げる(1)から(5)のいずれかに該当する場合であって、候補者の履歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、認可を行うこととする。
 - (1) 既存の医療法人で、過去5年間にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われていること。
 - (2) 既存の医療法人で、理事長候補者が、当該法人の理事に3年以上在籍しており、かつ過去3年間にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われていること。
 - (3) 既存の医療法人で、医師又は歯科医師の理事が、理事全体の3分の2以上であり、親族関係を有する者など特殊の関係がある者の合計が、理事全体の3分の1以下である医療法人で、かつ、過去2年間にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われていること。
 - (4) 医療法第46条の6第1項の改正規定の施行日(昭和61年6月27日)において、すでに設立されていた医療法人については、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ① 同日において理事長であった者の死亡後に、その理事長の親族で、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとするとき。
 - ② 同日において理事長であった者の退任後に、理事のうち、その理事長の親族であって医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとするとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、適正かつ安定的な法人運営が行われているもしくは行われる見込みであると認められるもの。
- 2 上記1(1)から(3)に規定する「運営も適正」とは、法人及び法人の開設する医療機関について、医療法等に基づき医療法人運営が行われており、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査及び保険指導監査における指導を受けていない又は指導を受けた事項が改善されていることをいう。
- 3 上記1(1)から(3)に規定する「経営が安定的」とは、経常利益が出ているか、経常利益が赤字の年度があった場合であっても直近の年度の経常利益

が出ているなど経営が改善する傾向にあること及び債務超過でないことをいうが、経常利益が出ていても特段の理由がなく収益が急激に落ち込んでいる場合等は経営が安定的とはいえないこと。

4 認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ三重県医療審議会医療法人部会（以下、「部会」という。）の意見を聴くものとする。

ただし、次に掲げる（1）から（4）のいずれかに該当する場合は、部会の意見を聴いたものとみなして認可を行うこととし、その結果について、直近の部会に報告するものとする。

- （1）理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合
- （2）特定医療法人又は社会医療法人の場合
- （3）地域医療支援病院を運営している医療法人の場合
- （4）公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人の場合

第3 暴力団員等の役員就任の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任しているとき又は、就任するおそれがあるときは、第2の規定にかかわらず認可をしないこと。

附 則

この基準は令和4年2月17日から施行する。

医療法第46条の6第1項ただし書の規定による医師又は歯科医師でない者の 理事長選出認可基準（案）について

1 これまでの経緯

(1) 医療法及び通知上の規定

医療法第46条の6第1項において、「医療法人の理事長は医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。」と規定されています。

また、厚生労働省医政局長通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」において、「(医師の資格を持たない者を理事長として認可する場合) 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。」と明記されています。

(2) 三重県における従来の認可に係る可否判断

上記(1)の厚生労働省医政局長通知における「候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合」について、国からは具体的な基準が示されておらず、都道府県の判断に委ねられているのが現状です。

三重県においては、これまで県独自の具体的な基準は設けておらず、個々の事案ごとに判断してきました。

直近の事例では、令和3年2月の医療審議会医療法人部会において、医療法第46条の6第1項ただし書の規定による、医師の資格のない者を理事長としたい旨の申請案件をご審議いただき、結果、認可した事案がありますが、この際は、国が定めていた、当時国が所管していた医療法人に係る認可基準を可否の判断の参考としました。

2 三重県独自の認可基準制定に向けて

(1) 三重県独自の認可基準の必要性

上記1(2)のとおり、これまで三重県においては、医療法第46条の6第1項ただし書の規定による医師又は歯科医師でない者の理事長選出認可について、明確な基準を規定せず、過去の国の認可基準を参考とする形で判断してきましたが、認可・不認可の行政処分を行うにあたっては、一定の判断基準の制定が必要であると考えます。

なお、近年他県において、当該申請事案を不認可とした処分が不適法であるとして、医療法人側が取り消しを求めた裁判が行われており(結果は県の敗訴)、都道府県の判断根拠が問われるケースが生じています。

このことも含め、三重県においても、独自の基準を制定し、それを明示した上で、認可の可否について判断する必要があると考えます。

(2) 三重県独自の認可基準案

かつて国の所管であった、いわゆる「広域医療法人」に係る認可基準が、国において定められていました。今回、三重県独自の基準を制定するにあたって、当該基準に準ずるのが妥当であると考え、別紙のとおり案を作成しました。

【別記】法令等〔非医師を理事長とすることについて〕

● 医療法第46条の6（理事長の選出）

医療法人の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

○ 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について〔一部抜粋〕

（昭和61年6月26日健政発第410号

最終改正：平成28年3月25日医政発0325第3号厚生労働省医政局長通知）

第一 医療法人制度に関する事項

5 医療法人の理事長

- (1) 法第46条の6第1項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。
- (2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合には、行われるものであること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。
 - ① 特定医療法人又は社会医療法人
 - ② 地域医療支援病院を経営している医療法人
 - ③ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人
- (4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。

この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

○ 厚生労働大臣所管医療法人にかかる「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和 61 年 6 月 26 日付健政発第 410 号）通知第一の 5 の (4) の社会保障審議会医療分科会における取り扱いについて〔一部抜粋〕

(平成 17 年 5 月 23 日社会保障審議会医療分科会了解事項)

1 次に掲げる①から④のいずれかに該当する医療法人が、医療法第 46 条の 3 第 1 項ただし書の規定による認可を受けるため、(略)申請書を各地方厚生局長に提出した場合、社会保障審議会医療分科会の意見を聞いたものとみなし、各地方厚生局長において認可されるものであること。

① 過去 5 年間にわたって医療機関としての運営が適切に行われ、かつ、法人としての経営が安定的に行われている医療法人

※ この場合、「医療機関としての運営が適切に行われている」とは、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）及び保険指導監査における指導を受けて改善が見られない場合や脱税等その他の法令違反がない場合をいう。（以下同じ。）

※ この場合、「法人としての経営が安定的に行われている」とは、法人運営において経営が安定的に推移し健全（原則として収支が黒字であるか、収支が赤字の年度があった場合であっても直近の年度の収支が黒字であるなど経営が改善する傾向にあること及び貸借対照表上、債務超過となっていないこと。）である場合をいう。（以下同じ。）

② 理事長候補者が当該法人の理事に 3 年以上在籍しており、かつ、過去 3 年間にわたって、医療機関としての運営が適正に行われ、かつ、法人としての経営が安定的に行われている医療法人

③ 医師又は歯科医師の理事が理事全体の 2/3 以上であり、親族関係を有する者など特殊の関係がある者の合計が理事全体の 1/3 以下である医療法人であって、かつ、過去 2 年間にわたって、医療機関としての運営が適切に行われていること、及び、法人としての経営が安定的に行われている法人

④ 医療法第 46 条の 3 第 1 項（現在は第 46 の 6 第 1 項）の改正規定の施行日（昭和 61 年 6 月 27 日）において、すでに設立されていた医療法人については、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 同日において理事長であった者の死亡後に、その理事長の親族で、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合

イ 同日において理事長であった者の退任後に、理事のうち、その理事長の親族であって医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合

